

まちづくり

示会
 とき 5月21日(金)
 ○個別相談会：午前10時～午後4時

4月6日(火)～15日(木)は春の全国交通安全運動

正しい交通マナーの実践を

皆さん一人ひとりが交通安全への認識を新たに、安全な行動を心がけましょう。

問合せ 道路公園課
 ☎06(6902)6645

木造住宅の耐震化に関する

「電話相談会」

「個別相談会と展示会」

◆電話相談会

とき 4月1日(木)～5月20日(木)

午前10時～午後6時

◆安全・安心 住まいの耐震・リフォームの個別相談会と展示会

○展示会：午前10時～午後1時
 ところ 第3会議室

(市役所別館3階)

※個別相談会は完全予約制

定員 24組(申込順)

◆共通

費用 無料

申込方法 電話またはFAX

申込・問合せ

人・家・街 安全支援機構

☎0120(263)150

FAX06(6456)1073

安いで安全な住宅に！
 耐震診断・改修(設計)などの費用を補助

◆耐震診断補助

対象 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てられた

住宅および建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する多数の者が利用する建築物

※木造住宅の場合は建築確認の有無は不問

募集戸数・補助額

○木造住宅：20戸、費用の11分の10(上限5万円)

○そのほかの住宅：1戸、費用の2分の1(上限2万7000円)

◆耐震(設計)改修補助

①設計+改修

②改修

対象 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てられ、耐震診断結果の評点が1・0未満の木造住宅で、耐震改修において評点が1・0以上になるもの

※①は木造賃貸住宅を除く

募集戸数・補助額 2戸、改修

工事費用の8割(上限90万円)

※所有者世帯の所得合計額が月

額21万4000円以下の場合
 は改修工事費の8割(上限100万円)

◆耐震シェルター設置補助

対象 昭和56年5月31日以前に建てられ、耐震診断結果の評点が1・0未満の木造住宅(長屋、共同住宅を含む)

募集戸数・補助額 1戸、費用の5分の4(上限30万円)

◆木造住宅除却補助

対象 昭和56年5月31日以前に建てられ、耐震診断結果の評点が0・7未満またはそのほかの方法により耐震性が低いと判断された木造住宅(長屋、共同住宅を含む)

募集戸数・補助額

○一戸建ての住宅：8戸、費用の2分の1(上限30万円)

○長屋、共同住宅：10棟、費用の2分の1(上限200万円)

◆狭い道路の

拡幅等補助金交付制度

対象 幅員が4メートル未満の道で、建築基準法第42条第2項に規定する道路、現に建築物が立ち並び拡幅が必要と認められる道

※自主管理する場合は対象外

※予算が無くなり次第終了

※補助額など詳しくは市ホームページ参照

問合せ 建築指導課
 ☎06(6902)6346

消費生活

新型「コロナワクチン」接種をかたる不審電話にご注意

ワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報を騙しとろうとする電話にご注意ください。

市職員または保健所職員などが、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話で求めることはありません。

無料のサイトが高額に！
 占いのサイトの落とし穴

「ネット広告に『無料鑑定』と書かれていたので、軽い気持ちで占いのサイトに個人情報を入力した。すぐに占い師から返信

が届き、サイトに登録するよう勧められた。メールのやり取りを続けるには有料ポイントが必要だったが『あと少しで大金が舞い込む』と言われて300万円も支払ってしまった」という相談が寄せられています。

これは、誰もが抱える不安や悩みにつけ込んで、大金をだまし取る悪質なサクラサイト詐欺です。「自称」占い師や鑑定士の言葉に惑わされないよう気を付けましょう。

問合せ 消費生活センター
 ☎06(6902)7249



門真市消費生活研究会
 会員募集

「環境にやさしい安全な生活普及活動」を推進し、味噌づくりや社会見学などを行っています。

費用

年会費1200円

申込・問合せ

門真市消費生活研究会・葭田

☎090(2101)5944

地震時等に著しく危険な密集市街地における老朽木造建築物等除却補助制度の期間を5年度まで延長

除却費用の一部および除却に伴う入居者移転費用の一部を補助します。

補助対象経費の6分の3を補助します。特に延焼危険性が高い区域内であれば、6分の5を補助し、さらに、空き家であれば6分の1嵩上げを行います。

補助対象となる人・建物

○補助対象建築物の所有者またはその相続人

○対象地区内の昭和56年5月31日以前に建築された建物

対象地区 小路町、元町、本町、幸福町、垣内町、石原町、大倉町、上島町、城垣町

※3年度から中町、野里町は対

象外

補助対象経費

○除却工事に要する経費(共同住宅で上限540万円)

○入居者移転費(1戸あたり15万円、共同住宅で上限150万円)

※空き家の場合と嵩上げと入居者移転費補助の併用は不可

※予算が無くなり次第終了

※詳しくは市ホームページ参照

※文化住宅、戸建て、長屋などの解体を検討している人は事前に相談してください

問合せ

地域整備課

☎06(6902)6319

計画を策定しました

※詳しくは市ホームページ参照

門真市再犯防止推進計画

更生意欲のある犯罪をした者などの立ち直りを支え、新たな犯罪被害をつくらないことを目的に策定しました。

問合せ 人権市民相談課

☎06(6902)6079

門真市第4次障がい者計画

本市の障がいのある人に関わる施策の基本方向について、全面的な見直しを行い、新たに策定しました。

門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

障害者総合支援法および児童福祉法に基づく障がい福祉サービスや相談支援などの施策の充実に向けて、国の制度改正などを踏まえた目標を設定し、達成に向けた取り組みを推進するために策定しました。

問合せ 障がい福祉課

☎06(6902)6154

FAX06(6905)9510

門真市第8期高齢者保健福祉計画

高齢者などに関する施策全般について、基本的な政策目標を設定し、その実現に向けた取り組みを推進するために策定しました。

問合せ

高齢福祉課

☎06(6902)6176

門真市国民健康保険第2期データヘルス計画中間評価

市国民健康保険を取り巻く状況の変化を踏まえ、計画策定時とその後健康・医療情報を確認したうえで、これまで実施してきた保健事業の取り組み状況や指標の達成状況を基に計画全体の中間評価を実施しました。

問合せ

健康保険課

☎06(6902)5989

人権

人権に関する相談

相談はすべて無料です。秘密は厳守します。

◆人権相談員による相談

とき 平日午前9時30分～午後5時30分

ところ 相談室2

(市役所別館3階)

相談員 市人権協会相談員

◆人権擁護委員による相談

とき 第2・第4水曜日

午後1時30分～3時30分

ところ 相談室2

(市役所別館3階)

相談員 大西孝治、玄番允子、小林美鈴、佐野幸雄、白土清治、中道文夫、西川和彦、野口美寿、畑智恵子、濱田和則



◆人権擁護委員会特設人権相談

5月1日～7日の「憲法週間」に合わせて開設します。

とき 4月30日(金)

午前10時～正午、午後1時30分～3時30分

ところ 相談室2

(市役所別館3階)

相談員

人権擁護委員

申込方法

電話、FAXまたは直接

犯罪被害者等支援「災害弔慰見舞金の支給を開始」

犯罪行為により亡くなった場合、遺族に災害弔慰見舞金を支給します。

支給金額 5万円

申込・問合せ

人権市民相談課

☎06(6902)6079

FAX06(6905)3264